

★第17回★

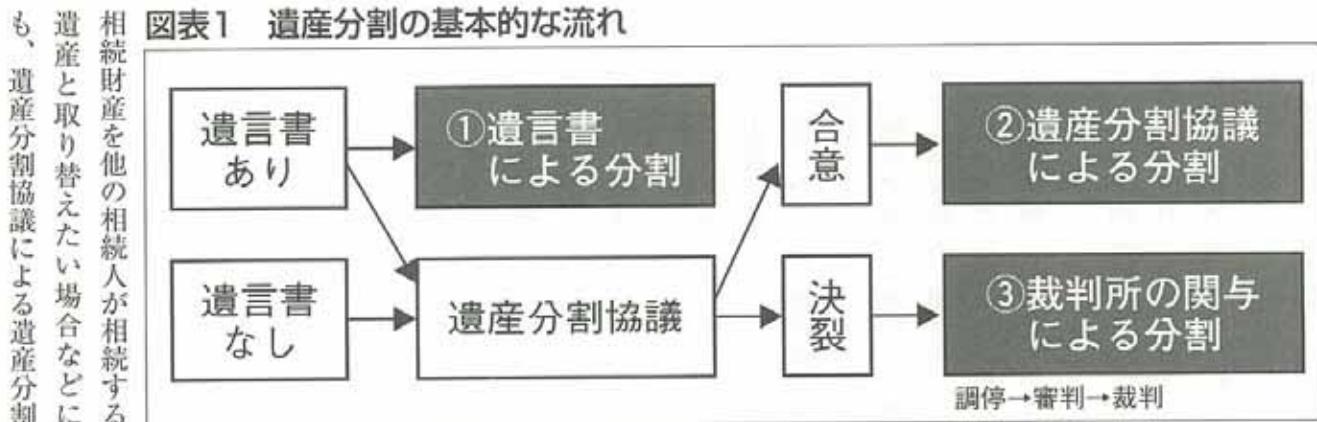
「遺産分割手続き」

今回のテーマは、「遺産分割手続き」です。遺産分割には、いくつかの方法がありますが、今回は「遺産分割協議」を中心に解説していくことにします。遺産分割協議書のサンプルも挙げましたので、参考にしてください。



まず、確認しなければならないのが、遺言書の存在です。被相続人が遺言書を残している場合、原則として遺言に従わなければなりません。ただし、遺言書自体が有効であっても、財産に漏れがある場合や個別の遺産の分割について書かれていらない場合には、改めて相続人の間で遺産分割協議をする必要があります。

図表1 遺産分割の基本的な流れ



相続財産を他の相続人が相続する場合などに、遺産と取り替えたいたい場合などに

相続において単純承認を選択した場合には、被相続人が残した遺産はすべて相続人が受け継ぐことになります。

この場合、相続人が1人であれば遺産を分けるという問題は生じませんが、相続人が複数いる場合は、被相続人の遺産を分割して、それぞれの相続人が受け継がなければなりません。これを遺産分割といいます。

相続人の間で合意があれば遺言とは異なる遺産分割も可

遺産分割の方法としては、主に①遺言書の執行、②遺産分割協議、③家庭裁判所の関与があります。

まず、確認しなければならないのが、遺言書の存在です。被相続人が遺言書を残している場合、原則として遺言に従わなければなりません。

ただし、遺言書自体が有効であっても、財産に漏れがある場合や個別の遺産の分割について書かれていらない場合には、改めて相続人の間で遺産分割協議をする必要があります。

また、遺言書により指定された

図表2 遺産分割協議書のサンプル

つまり、相続人の間で合意があれば、遺言書と相続分が違っていても、遺産分割協議での決定事項が優先されるということです。当然、遺言書がない場合には、

遺産分割協議による遺産分割手続きとなります。

協議に参加すべき相続人、包括受遺者〔「遺産の〇分の1を遺贈する」といった具合に財産を特定しないで、遺産の遺贈を受ける受遺者〕を確定させなければなりません。

相続人の中に、被相続人から生

遺産分割協議書	
住所	○○県○市○町○丁目○
被相続人	近代太郎
昭和6年2月2日生	
被相続人 近代太郎（平成18年5月1日死亡）の遺産につき、本日分割協議を行なった結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することを決定した。	
1条 相続人近代花子が相続する財産	
一、土地	
所在	○○県○市○町○丁目
地番	○番地
地目	宅地
地積	200m ²
二、株式	
○○株式会社の発行する株式	1,000株
2条 相続人近代一郎が相続する財産	
一、家屋	
所在	○○県○市○町○丁目
家屋番号	○番
種類	居宅
構造	木造瓦葺2階建
床面積	350m ²
二、第1条、第2条に掲げる財産以外のすべての財産	
上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。	
平成18年8月1日	
○○県○○市○○町○丁目○番○号	相続人 近代花子 (印)
○○県○○市○○町○丁目○番○号	相続人 近代一郎 (印)

包括受遺者も、相続人と同様の地位を認められますので、協議に参加する必要があります。相続人、包括受遺者の全員が参加しない遺産分割協議は無効になってしまいます。

相続人については、被相続人が家族の知らないところで隠し子を認知していたり、過去に養子に出した子がいたりといった事情があるかもしれません。事実関係をハッキリさせるために、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本を取り寄せて、相続人を特定することが必要です。

相続人・包括受遺者が確定したら、次は相続財産の調査です。被相続人の遺した通帳や郵便物などをから相続財産を洗い出します。そして、不動産であれば固定資産評価証明書や路線価表、預貯金については残高証明書などから、相続発生時点での時価を算出していきます。

また、遺産分割協議にあたっては、相続人等に対する生前贈与など特別受益分を考慮しなければなりません。

前に多くの財産をもらっていた人がいた場合、それを考慮せずに相続分を考えるのでは、他の相続人の公平性に欠けます。そこで、贈与を受けた相続人の相続分から、生前贈与分（特別受益）を差し引くことがあります。

こうして、遺産分割協議のペースとなる遺産明細が完成します。遺産明細は、「自宅の土地が○○円」「□□銀行の預金が○○円」というように、特定の財産ごとに金額で表します。

寄与分も考慮に入れて 遺産分割の内容を調整

次に、法定相続分や被相続人の遺言書の内容、寄与分などをもとに相続人・包括受遺者間で話し合い、遺産分割の内容を調整していきます。

協議の結果、相続人全員が納得します。

前回の解説を踏まえて
このアドバイスを行なおう

できる遺産分割案が決まれば、遺産分割協議は終了です。

後日争いが起こるのを避けるためにも、その内容を遺産分割協議書という形で残しておきます。遺産分割協議書の様式は、特に定められていませんが、各種財産の名義を相続人に変更する際の確認書類となりますので、次のポイントに留意し、ある程度厳格に作成しなければなりません。

- ①誰が、何を、どれだけ相続したのかをハッキリと書く
- ②各相続人が署名と実印を押印して、印鑑証明書を添付する
- ③相続人が未成年の場合は、未成年者の代わりに法定代理人が署名・押印する
- ④相続人の数だけ作成し、各自が保存しておく

こんなアドバイスを行なおう

今回のお客様



遺言の内容とは異なる 遺産分割を行ないたい と考えるQさん

Qさん「先日、父が亡くなり、相続人の間で遺産を分けることになりました。父は生前、遺言書を遺しているのですが、この遺言書の内容に従わなければならないのでしょうか？」

行職員「はい。遺言書が存在する場合には、原則として遺言書の内容に従うことになります。ただし、遺言書が存在していても、相続人の間で合意ができるのであれば、遺言書の内容に反した相続分で、遺産分割を行なうこともできるんです」

Qさん「そうなんですか。実は、父の遺言書は、私も含めた兄弟3人の間で財産を均等に相続するようにという内容です。た

だ、私たち兄弟3人のうち、長男である私が家を継ぐことになりますので、生活の基盤である自宅は、私がすべて相続したいのです」

行職員「それでしたら、全相続人の間で遺産分割協議を行なわれるのがよいかと思います」

Qさん「どうもありがとうございます。早速、弟たちに相談してみます」

★アドバイスのポイント★

遺言書がある場合には、その遺言書どおりに遺産を分割しなければならないと思われがちですが、すべての相続人が納得するのであれば、別途、遺産分割協議により、遺言の内容とは異なる遺産分割をすることもできます。勘違いをしているお客様には、この点をしっかりと伝えてあげることが重要です。